令和5年度

第 11 回定例農業委員会会議録

令和 6 年 2 月 20 日 開催 令和 6 年 2 月 20 日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第11回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第2号

令和5年度 第11回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和6年2月4日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年2月20日 午後 1時20分

閉会 令和6年2月20日 午後 2時35分 (会期1日)

姓1 ロロ	(2 H 20 H)	山鹿禾里	10 8	7
	(2月20日)	出席委員	18 <i>á</i>	'n

1番	中添	文彦	8番	笹川	武義	15番	滝川	廣男
2番	谷本	利信	9番	井脇	弘幸	16番	渡辺	玲子
3番	三好	直樹	10番	長尾	清	17番	大野	政則
4番	國重	義廣	11番	川西	正廣	18番	藤重	英子
			12番	藤滝	健造	19番	丸尾	説男
6番	福家	節行	13 悉	二好	湍			

6番 福家 範行13番 三好 満7番 佐藤 裕子14番 三好 光春

農地利用最適化推進委員 1 名参加

陶 福家 重夫、 陶 大芝 博信、 陶 福家 棟貴、 陶 原 拓也

議事録署名委員

16番 渡辺 玲子 委員、17番 大野 政則 委員

欠席 5番 森 健人 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和6年2月20日

第 1	会期の決定につい	n T
第 2	議事録署名委員の	の指名について
第 3	議案第1号	農地法第3条(農業委員会)について
第 4	議案第2号	農地法第5条(県知事)について
第 5	議案第3号	農地法第5条事業計画変更申請について
第 6	議案第4号	基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)について
第 7	議案第5号	農地中間管理事業法第18条7項(農地利用配分計画の公告)について
第8	議案第6号	農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
第 9	議案第7号	農業経営改善計画の認定(町)について
第 10	議案第8号	青年等就農計画の認定について
第 11	報告第1号	農地法第 18 条(通知)について

令和6年2月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 11 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5番森健人委員、番 委員の 1名です。よって、農業委員出席者は、18名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、16番 渡辺玲子 委員、17番 大野政則 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は3件です。

議案第1号-1

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買

申請地:

譲渡人: 譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により管理が十分に行えておらず農地の処

分を考えていたところ、隣接地を所有し地域の遊休農地の解消に取り組みつつ経営規模の拡大を行っていた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が 1,302 ㎡、借入地が 3,746 ㎡、合計 5,048 ㎡あり、現所有 農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、スモモ等の果樹を予定しております。

譲受人の農作業暦は30年、農作業の従事日数は150日、機械の所有状況については、トラクター、トラックを各1台、農舎を100㎡所有しております。また、スモモの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.1km、徒歩で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、申請地は貸借権の設定はありませんが、町外に居住する譲渡人に代わり、隣接地に居住する譲受人が耕作をしてきました。この度、両者の間で売買の話がまとまり、現在農地を利用している譲受人が購入するべく本件申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が 6,825.42 ㎡、借入地が 125 ㎡、合計 6,950.42 ㎡あり、現 所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稲を予定しております。

譲受人の農作業暦は40年、農作業の従事日数は250日、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、乾燥機、軽トラックを各1台、農舎を86㎡所有しております。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.1km、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足のため農地の処分を考えていたところ、申

請地の隣接農地をオリーブ園として管理している譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。なお、両者の売買契約は令和2年に締結されており、売買予約の仮登記がされております。

譲受人の、経営面積は自作地がに 2,139 m あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されていることを 農業委員会に確認しております。また、隣接する譲受人が管理しているオリーブ園は 18,000 m ほどあり、適切に管理されております。

取得後の営農計画としては、オリーブを予定しております。

譲受人の農作業暦は10年、農作業の従事日数は150日、機械の所有状況については、トラクター、草刈機、トラックを各1台所有しております。また、隣接地と同じくオリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、19km、車で 42 分であり、隣接地の管理も行っていることから通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は4件です。

議案第2号-1

地図・図面:

権利設定: 所有権移転 有償売買

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

譲渡人:

譲受人: 用途:

その他の業務用地/再エネ発電設備

施設の概要: 太陽光パネル 3基 60枚 154.80 ㎡ 太陽光パネル 4基 96枚 247.68 ㎡

電柱 1本 0.01 ㎡ 合計 402.49 ㎡

申請事由: 太陽光発電設備

説明:【理由】 申請人は、 に主たる事務所を置き、平成7年に設立。太陽光発電事業を営む法人です。事業を拡大し新たな収入源を確保するため、太陽光発電設備の設置を検討しておりました。

申請地は日当たりが良好で、傾斜も少なくパネルの設置に効率の良い形状であり、採算に見合う面積の確保できる、太陽光発電設備の設営に適した土地であります。

このたび、農地の維持管理に苦慮し、財産の処分を考えていた土地所有者との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 84 万円 造成費 50 万円、建築費 790 万円

自己資金 924 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和6年3月30日~令和6年9月30日

【造成】 盛土 なし 切土 なし 整地のみ

コンクリート擁壁 既存使用

【排水】 雨水:自然浸透

汚水:発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 調整済み

議案第2号-2

地図・図面:

権利設定: 所有権移転 有償売買

申請地:

地 種: 第2種農地(農振除外事前協議回答日 R6.1.15)

併用地:

所有者:

借受人:

用途: 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要: 住宅 平屋建 1棟 92.90 m 利用率 30.16% (>22%)

申請事由: 一般住宅

説明:【理由】 申請人は、現在借家にて妻と子ども1人の計3人で居住しています。子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、自己住宅を計画しました。

申請地は、実家から隣接しており、緊急時に子どもの面倒を任せることができ、 将来的にも親の面倒を見るのに都合が良いことから、選定したものです。なお、 併用地部分には既存の建物がありますが、一部取り壊して利用する計画となって おります。

このたび、狭小な農地で、維持管理に苦慮し財産の処分を考えていた土地所有者との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 356,900 円 造成費 300 万円、建築費 2,700 万円 自己資金 0 万円、借入金 30,356,900 円

【期間】 令和6年5月1日~令和6年11月1日

【造成】 盛土 H=90cm 切土 なし

コンクリート擁壁 H=1m

【排水】 雨水:溜枡から西側水路へ放流

汚水:浄化槽処理後、西側水路へ放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第2号-3

地図・図面:

権利設定: 所有権移転 無償譲渡

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

所有者:

借受人:

用途: 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要: 住宅 平屋建 1棟 142.77 m²

カーポート 1棟 29.66 ㎡ 合計 172.43 ㎡

利用率 32.85% (>30%)

申請事由: 宅地拡張

説明:【理由】 申請人は、居宅にて妻と子ども 2 人の計 4 人で居住しています。子どもの成長に伴い計 4 台の車が必要となったが、駐車スペースが 3 台分しか確保できず、所有者の了解を得て平成 25 年ごろからやむなく隣接した申請地を駐車場として使用しておりました。

このたび、借家生活していた息子一家の居宅建築のため、隣接農地と共に西側建物を取り壊し用地を確保する計画を立て、農地法の手続きを行うため所有地の確認をしたところ、本申請地の無断転用が判明したため、転用申請に至ったものです。

なお、息子の居宅建築に伴い、駐車スペース2台分が無くなるため、本申請地に3台の駐車を行う予定です。また、農地法の手続きを経ずに転用してしまったことを反省し、始末書も添付されていることから追認許可はやむを得ないものと考えます。

【資金】 土地代 0 円 造成費 0 万円、建築費 0 万円

自己資金 0万円、借入金 0円(造成済み、新たな資金計画なし)

【期間】 平成 25 年 10 月 1 日~令和 25 年 10 月 2 日(造成済み)

【造成】 盛土 なし 切土 なし コンクリート擁壁 なし(造成済み)

【排水】 雨水:自然浸透

汚水:なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 なし

議案第2号-4

地図・図面:

権利設定: 賃借権設定

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

賃貸人:

賃借人:

用途: その他の業務用地/その他

施設の概要: 該当なし 申請事由: 工事用道路

説明:【理由】 申請人は、 に主たる事務所を置き、平成20年に設立。葬祭業を営む 法人です。現在経営している樹木葬の事業用地を拡張するため、工事の検討を行ったところ、拡張予定地の南側に位置する本申請地を含む場所に工事用道路を設

置し、進入路を確保する計画を立てました。

このたび、土地所有者からの了承を得たため、本申請に至ったものであります。

【資金】 土地代 49万円(賃料7万円/月) 造成費 80万円、建築費 0万円

自己資金 129万円、借入金 0万円

【期間】 令和6年4月1日~令和6年10月31日

【造成】 盛土 花崗土・建設残土により仮設道整備 切土 雨土剥ぎ取り

コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水:自然浸透

汚水:発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 調整済み

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条事業計画変更申請について、説明します。今月は1件です。

議案第3号-1(一時転用・期間延長)

地図・図面:

権利設定: 使用貸借権設定

申請地:

併用地:

地 種: 第2種農地

所有者:

申請者:

用途: その他の業務用地/土石等採取用地

施設の概要: 農地造成 14,593.52 m²

申請事由: 工期延長 変更前 R3.5.28~R6.5.27 (3年間)

変更後 R3.5.28~R8.5.27 (5年間)

説明:【理由】 申請人は、 に主たる事務所を置き、平成6年に設立、花崗土等の 運搬及び販売や、土木工事業を主に営む法人です。

令和3年5月28日付けで、農地法第5条の許可を受けて土砂採取及び建設残土による農地造成工事を行っておりましたが、防災施設(調整池)の設置に不測の期間を要し、当初の工期内での工事完了が不可能となったため、2年間工期延長により、変更後の期間内に事業の完了を図るため、変更申請に至ったものです。変更内容は、期間延長で、変更に伴い造成費が増額となりますが、その他の変更はありません。

【資金】 土地代 0万円 造成費 500万円、建築費 0万円 自己資金 500万円、借入金 0万円(増額分)

【期間】 令和3年5月28日から令和8年5月27日まで

【造成】 (変更なし)

花崗土による盛土 H=17.5m (最大)、切土 H=14.0m (最大)

【排水関係】 (変更なし)

雨水:調整池及び溜枡を設置し、南側水路へ排水

汚水:なし

【水利】 (変更なし)

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてです。なお、案件第1号に國重義廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第4号、相対による利用権設定の案件第1号について、説明します。 P.5 をご覧ください。

議案第 4 号-1

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

借受人経営面積: 89,395 m²

利用目的: 水稲、麦

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R6.3.1~R12.2.28 (6年間)

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第1号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第1号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.5~P.8 をご覧ください。今月は権利種別:貸借権設定と所有権移転があります。先に権利種別:貸借権設定について説明します。

契約件数: 5件 合計 8,251 m²

内訳

新規契約: 番 0件 0 m² 更新契約: 2~6番 5件 8,251 m²

続きまして権利種別:所有権移転について説明いたします。P.8 をご覧ください。この案件は、 農地売買等事業を活用した農地の所有権移転の手続きで、1 月農業委員会で説明した案件の続きと なります。農地機構による担い手への集約を目的とし、農地機構がいったん買入れ、規模拡大を志 向する認定農業者に対して農地の売渡を行うという事業で、今月の案件は農地機構から認定農業者 へ売渡す手続きに関する部分となっております。買受予定者は、 さんです。

所在:

譲渡人: 高松市仏生山町 公益財団法人香川県農地機構

借受人:

売買価格: 259,000円

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.9をご覧ください。件数は1件、合計面積は5,934 m²です。

こちらの案件については、現耕作者との契約の貸付期間が、R6.3.31 で満了となるため、R10.3.31 まで更新するものです。なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間 10 a 当り 5,000 円、借受人は です。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第8号に川西正廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第8号について、説明します。P.14をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 76,556.63 m²

利用目的: 水稲・麦・野菜

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R6.3.1~R12.2.28 (6年間)

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第8号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第8号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.10~P.23 をご覧ください。

契約件数: 21件 合計 72.996 m²

新規契約: 1·3~5·9~11·13~22番 17件 65,504 m²

更新契約: 2·6·7·12番 4件 7.492 m²

変更契約: なし

貸付先としましては、1 番を へ、2 番を へ、3~5 番を へ、6 番を へ、7 番を へ、9~11 番を へ、12 番を へ、13~20 番を へ、21~22 番を へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号についてです。なお、案件第4号に藤滝健三委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。

議案第7号-4(更新)

予定認定番号: 15-5-再4号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R11目標) 水稲、麦 農業経営等に関する目標:(R11目標)

> 水稲 1,445.0 a 65,000 kg (450 kg/10 a) 麦 1,445.0 a 50,500 kg (349 kg/10 a)

目標所得: 600 万円

年間労働時間: 850 時間

説明: ですが、水稲、麦の収量は順調に増加しています。今後は、肥培管理の徹底や排水対策の実施などを通じて更なる収量の増加を図っていくとともに、オペレータの若返りにも取り組み後継者の育成に努めることで、所得の向上及び経営の安定を目指していく計画となっています。

以上審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

举手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい、それでは残りの案件について説明します。

今月は、先ほどの案件を除いて、更新5件、新規1件の申請がありました。

議案第7号-1(新規)

予定認定番号: R5-4号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R11目標) イチゴ

農業経営等に関する目標:(R11目標)

イチゴ 27.0 a 16,500 kg (6,111 kg/10 a)

目標所得: 750 万円

年間労働時間: 2,000 時間

説明: さんですが、平成30年からで認定新規就農者として経営を開始し、令和2年度

途中からは綾川町内に経営農地を移して綾川町の認定新規就農者となっていました。

収量や所得は問題ないため、今後は排水対策による病気予防を実施しつつ、現在の経営規模 を維持することで安定的な経営を目指す計画となっております。

議案第7号-2(更新)

予定認定番号: 10-1-再5号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R11目標) 水稲、イチゴ

農業経営等に関する目標:(R11目標)

水稲 61.8 a 3,300 kg (534 kg/10 a)

イチゴ 24.0 a 9,600 kg (4,000 kg/10 a)

目標所得: 500 万円

年間労働時間: 1,840 時間

説明: さんですが、これまでハウス内の環境改善等により収穫量と秀品率の向上に取り組んできました。今後は、将来的な経営移譲も考えて後継者の育成に取り組み、後継者に対する引

さました。今後は、付米的な経呂移議も考えて後極白の月成に取り組み、後極白に刈りる

き続きの研修を進めていき、安定した経営の継続を図っていく計画としています。

議案第7号-3(更新)

予定認定番号: 15-3-再 4 号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R11目標) 水稲、麦、ブロッコリー、アスパラガス、

ニンニク、オクラ

農業経営等に関する目標:(R10目標)

水稲 1,000.0 a 45,000 kg (450 kg/10 a)1,800.0 a 54,000 kg (300 kg/10 a)ブロッコリー 4,000.0 a 360,000 kg (900 kg/10 a)アスパラガス 24.0 a (1,200 kg/10 a)2,880 kg ニンニク 100.0 a 10,000 kg (1,000 kg/10 a)

= y = 7 100.0 a 10,000 kg (1,000 kg/10 a)

オクラ 5.0 a 360 kg (720 kg/10 a)

目標所得: 700 万円

年間労働時間: 1,683 時間

説明: さんですが、圃場の分散により作業効率が悪いという課題があるため、KSAS (ケーサス) の活用やドローン防除の導入などスマート農業を活用して効率的にほ場管理を行うことを目標としています。また、経営規模に関しては今後も拡大する計画であり、雇用をうまく活用しつつ所得向上につなげていく計画となっています。

議案第7号-5(更新)

予定認定番号: 20-1-再3号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R11目標) 水稲、イチゴ

農業経営等に関する目標:(R10目標)

水稲 60.0 a 2,880 kg (480 kg/10 a)

イチゴ 23.0 a 13,800 kg (6,000 kg/10 a)

目標所得: 600 万円

年間労働時間: 2,000 時間

説明: さんですが、現在は育苗ハウスがないため本圃の一部を育苗ハウスとして利用していますが、育苗場所を確保するため十分に収穫しきれていない状況となっています。今後は新たに育苗ハウスを造設することで、収穫期間を確保し収量・品質の向上に努め、所得向上につなげていく計画となっています。

議案第7号-6(更新)

予定認定番号: 25-5-再2号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R11目標) 水稲、WCS用水稲、麦、ブロッコリー

農業経営等に関する目標:(R11目標)

水稲 600.0 a 27,000 kg (450 kg/10 a)

WCS 用水稲 220.0 a 180 ロール (8 ロール/10 a)

麦 1,000.0 a 37,000 kg (370 kg/10 a) ブロッコリー 200.0 a 16,000 kg (800 kg/10 a)

目標所得: 800 万円(400 万円から修正)

年間労働時間: 1,200 時間

説明: ですが、周辺農地の集積はある程度進められているものの、遠隔地や条件の悪い農地もある状況となっています。そこで今後は、農地機構等を活用して近隣農地の借替を進めることで作業の効率化を図るとともに、小型農機具を導入することで小面積での耕作に対応する予定です。

また定年を迎える組合員もいることから、新品目にも取り組み労働力を効率的に活用し、所 得向上につなげていく計画となっています。 以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

三好満委員

案件第1号の目標生産量ですが、桁が一桁誤っているのでは。

事務局

ご指摘のとおり、一桁誤っております。正しくは 16,500kg ですので、修正をお願いします。

議長

他にございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号青年等就農計画の認定について説明します。今月は2件の申請です。

議案第8号-1

予定認定番号: 就農 R5-1

申請者:

住 所:

生年月日:

営農類型: キャベツ、青ネギ、枝豆

生産量目標:(令和10年度目標)

キャベツ 200.0 a 60,000kg (10 a 当り 3,000 kg)

青ネギ (2 回取り) 200.0 a 80,000kg (10 a 当り 2,000 kg)

枝豆 100.0 a 3,350kg (10 a 当り 335 kg)

所得目標: 3,900 千円 労働時間: 2,300 時間

農業経営改善の方向の概要:

キャベツ・青ネギを中心とした露地野菜の作付けにより経営を開始し、最終的に 500a まで経営規模を拡大していくことで、安定収入、安定出荷を実践し、目標所得の 達成を目指していきます。

説 明: の技術・知識の習得状況ですが、令和4年3月から令和6年2月までの元で施設野菜や露地野菜の栽培から出荷までの基礎知識・技術に関する研修を受けています。

議案第8号-2

予定認定番号: 就農 R5-2

申請者:

住 所:

生年月日:

営農類型: 苺

生產量目標: (令和 10 年度目標)

イチゴ 11.0 a 5,500kg (10 a 当り 5,000 kg)

所得目標: 3,300 千円 労働時間: 2,400 時間

農業経営改善の方向の概要:

農業技術の向上、設備の導入、作業の効率化により施節イチゴで 5,000 kg/10 a の 収量を目指し。所得向上・安定を図っていきます。なお、ハウスについては、既設ハウスの賃借により経営を開始できることとなっています。

説 明: の技術・知識の習得状況ですが、令和4年3月から令和6年1月まで、のイチゴ農家である 及びそこから独立した にて、イチゴ栽培技術全般に関する知識・技術を習得しています。

以上ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

議案第8号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は3件です。

報告 1-1

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和5年12月26日 引渡日:令和5年12月26日

説 明:転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和6年1月16日 引渡日:令和6年2月1日

説 明:転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和6年1月18日

引渡日:令和6年2月1日

説 明:転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第8号のうち、議案第4号の案件第1号、議案第6号の案件第8号、及び議案第7号の案件第4号を除く案件について、原案通り 賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべ て終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがと うございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時35分 閉会